

IV 医療機関、福祉施設に対する調査関係

1 医療機関・福祉施設

(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）（衆調発第7号 参調発第3号）（令和4年3月14日）

衆調発第7号

参調発第3号

令和4年3月14日

医療機関・福祉施設の長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長

（公印省略）

参議院厚生労働委員会調査室長

（公印省略）

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室では、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条に基づく調査を（別紙）により実施しているところです。

つきましては、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間の優生手術の実施状況等に関して調査を行いますので、（別添1）の調査要領に基づき、（別添2）の調査票に必要事項を記入の上、調査票及び現時点で保有している優生手術に関する記録や資料等の写しを令和4年6月30日（木）までに御提出いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

[送付資料]

- ・（別添1）調査要領
- ・（別添2）調査票
- ・（別添3）旧優生保護法関係法令参照条文

別紙及び（別添3）については省略

(2) 調査要領(旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査)

(別添1)

調査要領

(旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査)

1. 目的

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査の一環として実施するものであり、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、その実施状況等を明らかにするため、医療機関及び福祉施設が保有する優生手術に関する記録や資料等を把握・収集し、分析すること等を目的としています。

2. 調査事項

(1) 調査票の提出

調査票(別添2)に必要事項をご記入の上、当方まで郵送願います。

なお、ご記入に当たっては、調査目的に鑑み、忌憚のない率直なご回答やご意見をお寄せ下さるよう、お願いいたします。また、既に退職された方を含め、当時の状況をご存じの方に可能な限りご確認の上、ご回答いただくと幸いです。

(2) 保有資料の提出

貴医療機関・福祉施設が保有している優生手術に関する記録や資料等について、その写しをご提供ください。

なお、資料等をPDF等の形式にデータ化していただき、電子メールやDVD等に保存して送付していただくことも差し支えありません。

<備考>

※優生手術：旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された生殖を不能にする手術をいいます。「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある記録や資料等は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する記録や資料等も対象になります。

※優生手術に関する記録や資料等：記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるカルテやケース記録等の個人記録のほか、優生手術に関する記載のある行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料をいいます。

(3) 資料等の提出方法

調査票(別添2)及び貴医療機関・福祉施設が保有している優生手術に関する記録や資料等の提出に当たっては、お手数ですが同封の返信用封筒(料金受取人払郵便)により郵便局窓口から簡易書留にて発送してください。

返信用封筒に収まらない場合は下記照会先までご連絡ください。

(4) 留意事項

- ・本調査は個人の診療記録（カルテ等）やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認をお願いするものではなく、調査時点において、各医療機関・福祉施設が保有を確認している関連資料等について、回答・提出を求めるものです。また、回答・提出は任意です。
- ・ご提出いただいた資料等については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、個別の医療機関・福祉施設並びに患者・利用者及びご家族が特定されない範囲で適切に活用させていただきます。
- ・個人情報が含まれる資料等については、調査分析を行うことのみを活用し、提出いただいた資料等は責任をもって適切に保管いたします。
- ・「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第23条の規定による個人情報の第三者提供に関する制限との関係につきましては、今回の依頼に伴う資料等の提供は同条第1項第4号に該当するものと解することができることから、あらかじめ本人の同意を得る必要はありません。（個人情報保護委員会事務局に確認済）
- ・各医療機関・福祉施設において必要と判断する場合には、個人情報の部分にマスキング等の処理をしていただくことは差し支えありませんが、少なくとも優生手術を受けた者の属性（性別、生年月日等）や手術の実施状況等（手術実施年月日、手術を受けた理由、手術の術式等）が明らかになるよう、個人情報を最大限開示していただきますようお願いいたします。個人の氏名や市町村以下の詳細な住所の情報は開示いただかなくても支障ありません。

3. 資料等提出期限

令和4年6月30日（木）までに調査票及び保有資料等の写しをご提出ください。

4. 資料提出先・本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

住所：〒100-0014 東京都千代田区永田町2-2-1

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

(3) 調査票 (医療機関用)

(別添2)

調査票 (医療機関用)

医療機関名			
診療科	※昭和23年から平成8年までの間、下記の診療科を有していた場合ご記入ください。 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 神経科 <input type="checkbox"/> 産科 <input type="checkbox"/> 婦人科 <input type="checkbox"/> その他の優生手術に関連する診療科 ()		
住所			
回答者名	(部署)	(氏名)	
電話番号		e-mail	

※当方より内容確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

1. 優生手術関連資料等の保有状況について

問1 貴医療機関の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。(☑は1つ)

- 保有している 保有している可能性がある 保有していない又はその可能性が高い
その他 ()

問2 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。(☑はいくつでも)

当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。

- 優生手術申請関係書類 (優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録)
優生手術決定関係書類 (優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録)
その他優生保護審査会関係書類 (優生保護審査会の資料、議事録等の記録)
診療記録 (カルテ等) 又はケース記録
優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料
その他 ()

問3 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。(☑は1つ)

- 資料の全てを提供できる 資料の一部を提供できる 資料を提供できない
その他 ()

資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。

--

2. 優生手術の実施状況等について

以下の問4～問7については、保有する記録や資料等、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲でご回答いただくようお願いいたします。

なお、本調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としております。本目的をご理解の上、できる限り調査に協力していただきますようお願いいたします。

問4 本人の同意のない優生手術の承認申請又は執刀を行う際、将来子供を作ることができなくなることについて、患者の方・障害をお持ちの方本人に説明をしていましたか。当時の状況等について、何かご存じのことがあれば下記にご記入ください。

問5 本人同意による優生手術であっても、患者・障害者本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問6 優生手術を行う際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問7 昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘について欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

3. その他

問8 上記のほか、優生手術等の実施をめぐりご存じの事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

(4) 調査票 (福祉施設用)

(別添2)

調査票 (福祉施設用)

福祉施設名			
施設種別	<input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 保護施設 <input type="checkbox"/> その他 ()		
住 所			
回答者名	(部署)	(氏名)	
電話番号		e-mail	

※当方より内容確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

1. 優生手術関連資料等の保有状況について

問1 貴福祉施設の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。(☑は1つ)

- 保有している 保有している可能性がある 保有していない又はその可能性が高い
その他 ()

問2 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。(☑はいくつでも)

当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。

- 優生手術申請関係書類 (優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録)
優生手術決定関係書類 (優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録)
その他優生保護審査会関係書類 (優生保護審査会の資料、議事録等の記録)
診療記録 (カルテ等) 又はケース記録
優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料
その他 ()

問3 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。(☑は1つ)

- 資料の全てを提供できる 資料の一部を提供できる 資料を提供できない
その他 ()

資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。

2. 優生手術の実施状況等について

以下の問4～問8については、保有する記録や資料等、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲でご回答いただくようお願いいたします。

なお、本調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としております。本目的をご理解の上、できる限り調査に協力していただきますようお願いいたします。

問4 貴施設の入所者・利用者のうち、優生手術を受けた方はいらっしゃいましたか。いらした場合は、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯、優生手術が入所者・利用者とその後の生活に与えた影響等を下記にご記入ください。

--

問5 本人同意による優生手術であっても、入所者・利用者本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

--

問6 入所者・利用者に対し、行政機関（自治体、保健所等）から優生手術を受けるよう働きかけがあったといった事例を聞いたことがありますか。若しくは、管理・運営上の観点から、施設側から優生手術を受けるよう求めるといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

--

問7 入所者・利用者に対して優生手術が行われた際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問8 昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘について欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

3. その他

問9 上記のほか、優生手術等の実施をめぐるご存じの事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

2 厚生労働省関係施設

(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査について（依頼）（衆調発第8号参調発第4号）（令和4年3月14日）

衆調発第8号
参調発第4号
令和4年3月14日

（厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）殿

衆議院調査局厚生労働調査室長
（公印省略）
参議院厚生労働委員会調査室長
（公印省略）

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査について（依頼）

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室では、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条に基づく調査を（別紙）により実施しているところです。

今般、貴部局所管の下記施設等機関等につきましても、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間の優生手術の実施状況等に関して調査を行いますので、（別添1）の調査要領に基づき、（別添2）の調査票に必要事項を記入の上、調査票及び現時点で保有している優生手術に関する記録や資料等の写しを令和4年6月30日（木）までに御提出いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

記

施設等機関等

- ・国立ハンセン病療養所
- ・国立障害者リハビリテーションセンター
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

[送付資料]

- ・（別添1）調査要領
- ・（別添2）調査票
- ・（別添3）旧優生保護法関係法令参照条文

別紙及び（別添3）については省略

(2) 調査要領 (旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査)

(別添1)

調査要領

(旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査)

1. 目的

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査の一環として実施するものであり、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、その実施状況等を明らかにするため、厚生労働省所管の施設等機関等が保有する優生手術に関する記録や資料等を把握・収集し、分析すること等を目的としています。

2. 調査事項

(1) 調査票の提出

調査票(別添2)に必要な事項をご記入の上、当方まで郵送願います。

なお、ご記入に当たっては、調査目的に鑑み、忌憚のない率直なご回答やご意見をお寄せ下さるよう、お願いいたします。また、既に退職された方を含め、当時の状況をご存じの方に可能な限りご確認の上、ご回答いただけると幸いです。

(2) 保有資料の提出

貴施設等機関等が保有している優生手術に関する記録や資料等について、その写しをご提供ください。

なお、資料等をPDF等の形式にデータ化していただき、電子メールやDVD等に保存して送付していただくことも差し支えありません。

<備考>

※優生手術：旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された生殖を不能にする手術をいいます。「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある記録や資料等は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する記録や資料等も対象になります。

※優生手術に関する記録や資料等：記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるカルテやケース記録等の個人記録のほか、優生手術に関する記載のある行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料をいいます。

(3) 留意事項

・本調査は個人の診療記録(カルテ等)やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認をお願いするものではなく、調査時点において、各施設等機関等が保有を確認してい

る関連資料等について、回答・提出を求めるものです。また、回答・提出は任意です。

- ・ご提出いただいた資料等については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、個別の施設等機関等並びに入所者等及びご家族が特定されない範囲で適切に活用させていただきます。
- ・個人情報が含まれる資料等については、調査分析を行うことのみを活用し、提出いただいた資料等は責任をもって適切に保管いたします。
- ・「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第23条の規定による個人情報の第三者提供に関する制限との関係につきましては、今回の依頼に伴う資料等の提供は同条第1項第4号に該当するものと解することができることから、あらかじめ本人の同意を得る必要はありません。（個人情報保護委員会事務局に確認済）
- ・各施設等機関等において必要と判断する場合には、個人情報の部分にマスクング等の処理をしていただくことは差し支えありませんが、少なくとも優生手術を受けた者の属性（性別、生年月日等）や手術の実施状況等（手術実施年月日、手術を受けた理由、手術の術式等）が明らかになるよう、個人情報を最大限開示していただきますようお願いいたします。個人の氏名や市町村以下の詳細な住所の情報は開示いただかなくても支障ありません。

3. 資料等提出期限

令和4年6月30日（木）までに調査票及び保有資料等の写しをご提出ください。

4. 資料提出先・本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

住所：〒100-0014 東京都千代田区永田町2-2-1

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

(3) 調査票

(別添2)

調 査 票

施設名			
住 所			
回答者名	(部署)	(氏名)	
電話番号		e-mail	

※当方より内容確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

1. 優生手術関連資料等の保有状況について

問1 貴施設の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。(☑は1つ)

- 保有している
 保有している可能性がある
 保有していない又はその可能性が高い
 その他 ()

問2 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。(☑はいくつでも)

当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。

- 優生手術申請関係書類 (優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録)
 優生手術決定関係書類 (優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録)
 その他優生保護審査会関係書類 (優生保護審査会の資料、議事録等の記録)
 診療記録 (カルテ等) 又はケース記録
 優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料
 その他 ()

問3 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。(☑は1つ)

- 資料の全てを提供できる
 資料の一部を提供できる
 資料を提供できない
 その他 ()

資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。

2. 優生手術の実施状況等について

以下の問4～問9については、保有する記録や資料等、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲でご回答いただくようお願いいたします。

なお、本調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としております。本目的をご理解の上、できる限り調査に協力していただきますようお願いいたします。

問4 貴施設の入所者等のうち、優生手術を受けた方はいらっしゃいましたか。いらした場合は、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯、優生手術が入所者等のその後の生活に与えた影響等を下記にご記入ください。

--

問5 本人の同意のない優生手術の承認申請又は執刀を行う際、将来子供を作ることができなくなることについて、患者の方・障害をお持ちの方本人に説明をしていましたか。当時の状況等について、何かご存じのことがあれば下記にご記入ください。

--

問6 本人同意による優生手術であっても、入所者等本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

--

問7 入所者等に対し、行政機関（自治体、保健所等）から優生手術を受けるよう働きかけがあったといった事例を聞いたことがありますか。若しくは、管理・運営上の観点から、施設側から優生手術を受けるよう求めるといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問8 入所者等に対して優生手術が行われた際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問9 昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘をついて欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

3. その他

問10 上記のほか、優生手術等の実施をめぐるご存じの事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。